

し

(5) 個人で青色申告をしている場合にあっては、所得税の確定申告書（所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。）の写し。

6 規則別紙様式第4号5の項中算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額は、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。

7 他人に成りすましたり、又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となることから、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たっては、登録申請者（法人の役員を含む。）又はその重要な使用人から意見を聴取し、又は営業所等の現地調査を行う等により、真正でない登録を排除するよう努めるものとする。

（登録の申請の処理）

第3条 規則第4条の2第2項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。

(1) 登録済通知書の交付は、原則として協会を通して行う。

(2) 登録番号は、決裁を終了した順に1号からの一連番号とする。

(3) 登録番号の括弧書には、登録の回数（以下「登録回数」という。）を記入する。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）附則第9項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、括弧内にNの文字を記載し、続けて登録回数を記入する。

(4) 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わない。

2 規則第4条の3第1項の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第6条第1項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載が欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

3 登録申請手数料（更新手数料を含む。）については、登録を拒否した場合、又は登録申請書を受け付けた後に登録申請者から当該登録申請書の取下げがあった場合は、返還しないものとする。

4 規則第6条の規定により、貸金業者から登録換えの申請書の提出があった場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 当該申請を受けたときは、別記様式第1号により作成した意見書、従前の登録申請書の写し及び当該申請の直前に行った検査の報告書の写しを添付して新たな登録に係る財務局長又は都道府県知事に送付するものとする。

(2) 規則第6条第2項の登録換通知書を受理したときは、当該貸金業者の登録を削除するものとする。

（変更届出の処理等）

第4条 法第8条第2項の規定により、変更に係る届出事項（以下「変更事項」という。）を登録したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第2号により原則として協会を経由して届出者に通知するものとする。ただし、当該変更事項が店舗外現金自動設備に係るものである場合は、通知を行わないものとする。

（相続人による登録申請の処理）

第5条 貸金業者が死亡した場合において、法第10条第3項の規定により相続人が被相続人の死亡後60日以内に法第3条第1項の登録の申請をしたときの登録番号は、その商号又は名称に変更がないときに限り従前の番号とするものとする。ただし、第3条第1項第3号の登録回数は、括弧内に1と記入する。

（登録の申請、届出書類の保存）

第6条 登録申請書、変更届出書及び廃業等届出書並びにそれらの添付書類は、当該申請等に係る登録の有効期間が終了した時点から10年間保存するものとする。

（登録証明書の発行）

第7条 登録を受けた貸金業者又は貸金業者であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別記様式第3号により貸金業者登録証明を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りでない。

（貸金業者登録簿の閲覧）

第8条 規則第9条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧の申出があった場合には、別記様式第4号の貸金業者登録簿閲覧簿に所定事項の記入を求めるものとする。

(2) 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。

ア 閲覧日は、熊本県の休日定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる休日を除く日とする。

イ 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

ウ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。

(3) 閲覧場所は、熊本県商工観光労働部経営金融課内とする。

(4) 次のいずれかに該当する者の閲覧は、停止し、又は拒否することができるものと

する。

ア 係員の指示に従わない者

イ 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

### 第3章 業務

#### (過剰貸付けの防止)

第9条 法第13条第1項の規定にの適用に当たっては、次の各号に掲げるところにより適切に貸付けが行われるよう貸金業者を指導するものとする。

- (1) 貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが資金需要者の返済能力を超えらるると認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一概に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保又は無保証で貸し付けられる場合の目処は、当該資金需要者に対する1業者当たりの貸付けの金額について50万円又は当該資金需要者の年収額の10パーセントに相当する金額までとすること。
- (2) 資金需要者に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。
- (3) 無担保又は無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。
- (4) 無担保又は無保証の貸付けを行うときは、法第30条第1項に規定する信用情報機関（以下「機関」という。）を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録すること。

#### (取引関係の正常化)

第10条 法第5章の規定による貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次の各号に掲げるところにより、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。

- (1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力をすること。
- (2) 契約を締結するときは、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (3) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考とできるよう具体的かつ明確に契約の内容を明らかにした書面を、その相手方に交付すること。
- (4) 法第17条第2項の規定により、保証人となる者に対する当該保証契約の内容を説明する書面を交付するときは、その内容を十分に理解しうよう説明を尽くすなど、保証人となる者があらかじめ保証契約の内容を十分理解したうえで保証契約を締結するとの法の趣旨に沿って交付すること。
- (5) 法第17条第2項（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項及び法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面における規則第14条第1項第1号イに定める事項の記載については、保証の種類（連帯保証、根保証等）及びその効力（根保証の場合における極度額の説明を含む。）をわかりやすく記載するなど、保証人となる者が保証契約の内容を十分理解しう内容であること。
- (6) バス、乗用車等での巡回により貸付けに関する業務の全部又は一部を営む行為は、安全性や顧客とのトラブルの発生等の問題があることから、行ってはならないこと。
- (7) 顧客の信用情報について、不必要なる事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行為は行ってはならないこと。
- (8) 貸金業者以外の業務を行っての場合において、当該貸金業者以外の業務に関して貸金業者の登録番号を使用してはならないこと。
- (9) 出資法に定められた上限利率に関わらず、自らの経営努力により、貸付けの利率を可能な限り引き下げ、もって資金需要者等の負担の軽減を図るよう努めること。

#### (日賦貸金業者の監督)

第11条 日賦貸金業者についての法第5章の規定による監督に当たっては、前条によるほか日賦貸金業者は他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して出資法の上限金利の特例が認められているという趣旨にかんがみ、又資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次の各号に留意するものとする。

- (1) 出資法附則第9項第1号の規定による日賦貸金業者の貸付けの主な相手方である物品販売業、物品製造業及びサービス業の業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。
- (2) 日賦貸金業者の貸付けの相手方が常時使用する従業員の数は5人以下とされているが、常時使用する従業員数の算定に当たっては、正社員に限らず、臨時雇用であっても、数か月程度の期間にわたり雇用されている場合などに於いては、実態に即して常時使用する従業員に含むものであること。
- (3) 出資法附則第9項第2号の規定により貸付けの返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であったとしても、日賦貸金業者側が貸付けの相手方に債務の借換えをさせたり、正当な理由もなく期限の利益を喪失させるなどして繰上弁済をさせるなどにより、事後的に返済期間が100日未満となっている場合には、出資法違反となる場合があること。
- (4) 出資法附則第9項第3号の規定により日賦貸金業者は返済期間の100分の50以上